

入 札 説 明 書

調達案件名

城山学校給食センター
給食配送業務委託

相模原市 財政局 契約課

(令和6年10月22日入札公告分)

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。）、相模原市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成22年相模原市規則第43号。以下「特例規則」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

(1) 入札番号

4044

(2) 契約件名

城山学校給食センター給食配送業務委託

(3) 業務内容

別紙「配送業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(4) 履行期間

令和7年1月6日から令和9年12月28日まで

(5) 履行場所

別紙仕様書のとおり

2 入札参加に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- (5) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- (6) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定が確定している者を除く。）でないこと。
- (8) 事業協同組合が申請する場合、当該組合の組合員は申請できない。この場合、事業協同組合は組合の組合員を示す名簿を提出すること。
- (9) 入札開始日の前日現在、契約規則に基づく令和5・6年度競争入札参加資格者として、営業種目「運搬・保管の請負」、細目「物品等輸送」での認定がなされていること。なお、名称の如何を問わず、本発注の受注を目的に結成された共同企業体等による入札参加は認めないが、入札開始日の前日までに入札参加資格者としての認定を受けることができる場合はこの限りではない。

3 問合せ先及び契約条項を示す場所

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市財政局契約課

電話 042-769-1391（直通）

FAX 042-769-5325

Eメールアドレス keiyaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

ホームページURL <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

4 競争参加資格確認申請の手続に関する事項

2(9)に基づく本市競争入札参加資格者名簿に登載がない者が、特定調達に係る競争参加資格確認申請を行う場合は、次の方法によること。

(1) 資格確認申請に関する問合せ先

「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」のとおり

(2) 申請及び書類提出期限

別紙「入札案件概要書」のとおり

(3) その他

詳細は、かながわ電子入札共同システム内「電子入札システム」（以下「電子入札システム」という。）の説明によること。

ホームページURL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>

5 入札参加の手続に関する事項

入札参加者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 競争参加資格確認申請書（様式1）（電子入札システムによる申請の場合は不要）

(2) 提出期間及び提出方法

5(1)の提出書類を、令和6年10月22日（火）午前9時から令和6年11月1日（金）

正午までに電子入札システムにより提出すること。

ただし、電子入札システムが利用できない場合は、紙等により提出すること。

(3) 提出場所

「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に提出すること。

※紙等による提出を希望する場合、電子入札システムが利用できないことを確認する必要があるため、事前に「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に電話等で連絡すること。

(4) 入札参加資格の有無については、競争参加資格確認通知書により通知する。なお、紙入札にて参加する者にはファクシミリにより通知する。

(5) 入札参加者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じること。

(6) 提出書類受付締切日時は、紙等により提出する場合も同様とする。紙等により競争参加資格確認申請書を提出した場合、以降、入札書提出に至る一連の手続きを紙等により行う（以下、当該手続きを「紙入札」という）。紙入札に当たっては、別途、紙入札承認を受けること。

(7) 競争参加資格確認通知書発行期間は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

6 入札・開札の日時に関する事項

電子入札システムにより入札等を行う。

(1) 入札期間

令和6年12月2日（月）午前9時から令和6年12月3日（火）午後3時まで

(2) 開札予定日時

令和6年12月4日（水）午前9時

(3) 場所

相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所第2別館3階入札室

※入札書受付締切日時は、紙入札等も同様とするが、郵便入札の場合は、16の説明による。

7 入札参加資格の喪失に関する事項

(1) 入札参加を認められた後、入札書提出期限までに公告で定めた入札参加の資格を満たさなくなったときは、入札の参加資格を喪失する。

(2) 入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに電話等で「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで連絡し、入札参加資格喪失届を提出すること。

8 入札説明書（仕様書等）に関する事項

(1) 入札説明書（仕様書等）は、相模原市ホームページ「WTO「政府調達協定」の適用について」の「入札説明書」からダウンロード可。

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/keiyaku/1026670/1003487.html>

(2) ダウンロードにより配布する仕様書等は積算用のため、それ以外の用途での使用・譲渡・再配布は禁止する。

(3) 質問及び回答

質問及び回答の期限は「入札案件概要書」のとおり。

※質問は、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード」に掲示している「質問回答書（電子入札用）」により作成し、電子入札システム内で添付ファイル形式により提出すること。

https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shinseisho_menu/keiyaku/index.html

※回答は、原則として電子入札システム内で公開するが、紙入札により参加する者については、ファクシミリにより回答を送付する。

(4) 質問は、上記(3)又はファクシミリの方法で行うこと。なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。

9 入札保証金に関する事項

契約規則第8条第3号により免除とする。

10 入札金額の記載に関する事項

(1) 入札金額は、履行期間全体の総額とすること。

(2) 入札金額に当該金額の100分の10に相当する額（軽減税率対象品目については100分の8に相当する額（これらの額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数金額を切り捨てた金額））を加算した金額をもって契約限度金額とする。

(3) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約限度金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札金額とすること。

11 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

(1) 政令第167条の4に定める入札参加資格のない者がした入札

(2) 契約規則第16条に該当する入札若しくは同規則に違反した入札

(3) ICカード登録後に変更が生じているにもかかわらず、変更手続をしないまま参加した入札

(4) 他人名義のICカードを不正に取得し、使用して行った入札

(5) ICカードを不正に使用した入札

(6) 入札参加を認められた者で、落札決定までに「2 入札参加に必要な資格に関する事項」の(1)から(5)までのいずれかを満たさなくなった者がした入札

(7) 次に掲げる不備があった紙入札

ア 入札者等の記名がないもの

イ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの

ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの

エ 公告に示した案件名の記載がないもの

オ 所定の日時までには到達しないもの

- カ 封筒に入札書を2通以上入れたもの
- キ その他事前に示した項目の記載が漏れているもの
- ク 紙入札承認を受けていないもの

1.2 落札者の決定方法に関する事項

- (1) 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 原則として、落札者の決定は開札日とする。
- (3) 最低札が同額の場合は、くじ引きにより決定する。
- (4) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を1回行う。その場合は「電子入札システム」により開札日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に再入札通知書を発行する。
なお、1回目の入札に参加しなかった者、一回目の入札で無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。
- (5) 落札者決定通知書は電子入札システムにより通知する。
- (6) 紙入札により参加した者へは（4）及び（5）の通知はE-mail又はファクシミリにて行う。

1.3 契約保証金に関する事項

原則として、契約限度金額を1年あたりに換算した額の10分の1以上の契約保証金を契約締結日までに納付すること。ただし、契約規則第34条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

履行保証保険契約を締結する場合は、当該履行保証保険契約の履行保証保険期間の終期（以下「保険期間の終期」という。）が契約期間の最終日に至らないものであるときは、当該保険期間の終期の日から起算して7日前の日までに、当該保険期間の終期の日の翌日から契約期間の最終日までを新たな期間とする履行保証保険契約を締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。なお、その場合においても保険金額は、契約限度金額を1年あたりに換算した額の10分の1以上とし、寄託できない場合は契約を解除する。また、新たな履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出した場合においても、当該履行保証保険契約の保険期間の終期が契約期間の最終日に至らないものであるときは、同様とする。

1.4 入札の中止等に関する事項

- (1) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止、延期又は取消しをする。
- (2) 開札した後であっても、地方自治法第234条第5項の規定により契約が確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や仕様書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を取消しとすることがある。
- (3) 入札参加者がいない入札については、中止とする。
- (4) 入札を中止、延期又は取消した場合は、その旨を入札参加者全員に通知する。

(5) 入札が中止、延期又は取消しとなった場合、入札のために要した費用を相模原市に請求することはできない。

1.5 契約金の支払方法に関する事項

契約金額の支払いは、契約書及び仕様書に従って、請求に基づき行う。

1.6 郵便入札に関する事項

(1) 郵便入札は、原則として遠隔地（例えば日本国外等）にある者を対象とする。郵便入札を行う場合は、「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に事前に連絡すること。

(2) 郵便入札は、「簡易書留」又は「一般書留」郵便によること。この書留郵便は、二重封筒とし、別紙様式による入札書の中封筒に入れ封緘の上、中封筒には氏名等を朱書すること。外封筒には入札番号、件名及び開札日を記載するとともに「入札書在中」と朱書し、「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」宛てに郵送すること。また、郵送した日に「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に必ず電話連絡すること（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

(3) 加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。

(4) 提出期限は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

1.7 開札に立ち会う者に関する事項

開札は電子入札システムにおいて行うため、原則として入札者の立会いは要しない。ただし、立会いを希望する場合は、開札日前日までに「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に連絡すること。

また、開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければならない。

1.8 長期継続契約に関する事項

(1) 本件契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約となる。

(2) 契約締結の翌年度以降、本件受注者は相模原市の予算の範囲内で給付を受けることになり、本件契約書には、相模原市の予算の減額又は削除があった場合の契約変更又は解除に関する特約条項を設ける。

1.9 その他

(1) 契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。なお、契約書の作成費用は落札者の負担とする。また、契約条項は、別紙「業務委託契約書（案）」による。

落札者は、落札決定の翌日（当該日が相模原市の休日を定める条例（平成元年相模原市条例第4号）第1条第1項に規定する相模原市の休日に当たるときはその日以後において最も近い休日でない日）までに支払内訳書を提出すること。

- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23条）の適用を受けるものである。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 談合に関する情報がよせられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアル（平成16年6月1日施行）によるものとする。
- (5) 苦情申立て
 - ア 当該調達に関し、相模原市入札監視委員会に対して苦情申立てを行うことができる。
 - イ 落札者の決定後苦情申立てが行われた場合、相模原市政府調達に関する苦情処理手続要綱（平成22年4月1日施行）に基づき、契約締結の停止等が行われる場合がある。
- (6) 競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加
 - 2(9)に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者が競争入札に参加するためには、当該参加資格を有する旨の認定を受けなければならない。
- (7) 手続等の詳細及びこの公告に規定のない事項については、「契約規則」、「特例規則」、かながわ電子入札システムに係る「電子入札運用基準」及び「相模原市物品購入（工事に使用する物品以外）に係る電子入札実施要領」によるものとする。
- (8) 落札決定後、契約締結までの間に、「2 入札参加に必要な資格に関する事項」のいずれかを満たしていないと認められる場合には、契約を締結しない。

入札案件概要書

公告日

令和6年10月22日

公告別案件No

1/1

入札番号	4044	
契約件名	城山学校給食センター給食配送業務委託	
契約期間	令和7年1月6日 から 令和9年12月28日 まで	
履行場所	城山学校給食センター(相模原市緑区川尻1673-1)ほか	
参加条件 認定済 営業種目 (入札日の前日まで)	営業種目	細目
	「運搬・保管の請負」	「物品等輸送」
競争参加資格確認申請書受付期間	令和6年10月22日 (火) 午前9時 から 令和6年11月1日 (金) 正午 まで	
競争参加資格確認通知書発行期間	令和6年11月7日 (木) 午後1時 から 令和6年11月7日 (木) 午後5時 まで	
参加資格がないと認めた理由の説明請求期限	令和6年11月18日 (月) 午後5時 まで	
質問期限	令和6年11月8日 (金)	
回答期限	令和6年11月15日 (金)	
参加資格がないと認めた理由の説明請求に係る回答期限	令和6年11月22日 (金) 午後5時 まで	
入札書受付期間	令和6年12月2日 (月) 午前9時 から 令和6年12月3日 (火) 午後3時 まで	
	*郵便の場合 令和6年12月2日 (月) までに必着	
開札予定日時	令和6年12月4日 (水) 午前9時	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。 ・この調達は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく長期継続契約による調達である。 	

配送業務委託仕様書

1 業務名

城山学校給食センター給食配送業務委託

2 期間

A 令和7年1月6日から令和8年11月30日

B 令和8年12月1日から令和9年12月28日

3 業務施設及び配送校

(1) 業務施設

名称 相模原市城山学校給食センター

所在地 相模原市緑区川尻1673-1

(2) 配送校

《Aの期間》

小学校7校、中学校2校（受入校 9校）

ア 1コース（1号車）

①川尻小学校 相模原市緑区久保沢2-22-2

②広陵小学校 相模原市緑区若葉台4-3-1

③広田小学校 相模原市緑区広田9-5

イ 2コース（2号車）

①中沢中学校 相模原市緑区城山2-7-1

②湘南小学校 相模原市緑区小倉1573

③相模丘中学校 相模原市緑区久保沢2-22-4

ウ 3コース（3号車）

①内郷小学校 相模原市緑区寸沢嵐833

②千木良小学校 相模原市緑区千木良1035

③桂北小学校 相模原市緑区与瀬877

《Bの期間》

小学校7校、中学校4校（受入校11校）

ア 1コース（1号車）《Aの期間》と同じ

①川尻小学校 相模原市緑区久保沢2-22-2

②広陵小学校 相模原市緑区若葉台4-3-1

③広田小学校 相模原市緑区広田9-5

イ 2コース（2号車）《Aの期間》と同じ

①中沢中学校 相模原市緑区城山2-7-1

②湘南小学校 相模原市緑区小倉1573

③相模丘中学校 相模原市緑区久保沢2-22-4

ウ 3コース（3号車）

- ①内郷小学校 相模原市緑区寸沢嵐 8 3 3
- ②内郷中学校 相模原市緑区寸沢嵐 2 7 4 2 - 4

エ 4コース（4号車）

- ①千木良小学校 相模原市緑区千木良 1 0 3 5
- ②北相中学校 相模原市緑区与瀬 1 0 1 9 - 5
- ③桂北小学校 相模原市緑区与瀬 8 7 7

※配送校のコース設定については、事情により変更を行うこともある。

4 業務内容

発注者が提示する5（1）に示す運行計画等に基づき、受注者が所有する配送車両を使用し、次の業務を実施する。

(1) 配送業務

ア 配送コンテナの積み込み

食器・食缶等が格納済みの指定された配送コンテナを配送車両に積み込む。

イ 配送

指定された配送コンテナを各校へ配送し、配膳室へ搬入する。

(2) 回収業務

ア 配送コンテナの積み込み

各校配膳室から配送コンテナを配送車両に積み込み城山学校給食センター（以下「給食センター」という。）へ搬送する。

イ 荷降ろし

回収した配送コンテナを洗浄室へ降ろす。

(3) 配送車両管理業務

各校への配送前及び給食センターへの搬送後に車両清掃・消毒を実施し、実施後は、清掃チェック表に記入し報告する。衛生管理を徹底する。

(4) その他業務

ア 降雪時においては、配送車両及び業務関係車両等の通路・駐車場所の確保のため、給食調理作業に支障をきたさない範囲において、敷地内の除雪作業を行う。

イ 配送回収の際に、給食センターと各学校間の連絡文書等の受け渡しを行う。

ウ その他、給食センターの指示する給食に関する物品の配送に係わる一切の業務を行う。

5 配送回収計画

(1) 運行計画の提示

発注者は、次の運行計画等を作成し、それぞれの時期に受注者へ提示する。

種類	提示時期
給食運搬車の運行計画	毎年度業務開始前
給食実施予定表	毎年度業務開始前
運行計画変更指示	当日の業務開始時間まで

(2) 運行計画及び給食実施予定表の変更

運行計画及び給食実施予定表については、学校行事、災害等により変更を行うこともある。

(3) 配送ルート

配送ルートは、最短コースを毎年度業務開始前に設定し、発注者に報告する。

(4) 給食実施予定回数

令和6年度 46回

令和7年度 189回

令和8年度 189回

令和9年度 143回

(5) 配送業務日

配送業務日は、給食実施予定表のとおりとする。ただし、発注者は必要があるときは、実施予定回数の範囲内において追加することができるものとする。

(6) 業務時間

配送業務日の午前9時30分から午後3時までとする。ただし、発注者は必要があるときは、延長及び短縮の指示を行うことができるものとする。

(7) 給食時間の変更の対応

学校行事等のため、給食時間に変更のある場合は、運行計画変更指示に従い対応する。

6 実施体制

(1) 業務責任者（1名）

業務責任者は、受注者を代表して発注者との連絡調整を行うものとする。また、緊急時に速やかな対応を行うことのできるよう、業務時間内においては、常時連絡可能な状態とすること。

(2) 現場責任者（1名）

現場責任者は、現場での業務従事者を指揮監督するものとする。

(3) 運転業務従事者

運行計画に基づき、配送車両の運転に必要な業務従事者を配置する。また、運転業務従事者は、業務に支障がないと認められる場合は、業務責任者又は現場責任者と兼ねることができる。

(4) 業務従事者の報告

選任した業務責任者、現場責任者及び運転業務従事者について、毎年度業務開始前までに、発注者へ報告するものとする。また、変更があった場合はその都度報告する。

7 衛生管理

(1) 衛生管理体制

ア 業務責任者は、衛生管理について常に注意を払うとともに、衛生管理の徹底を図るよう業務従事者に対し注意を促し、学校給食の安全な実施に配慮すること。

イ 業務従事者は、常に身だしなみを整え、専用の制服を着用すること。配送時には給食センターで、清潔な白衣、帽子及びマスクを着用し、手指をよく洗浄・消毒してから業務を行うこと。

ウ 下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状がある者は業務に従事させてはならない。また、速やかに代替の従事者を確保すること。

代替の従事者は、7（2）イの腸内細菌検査を受け、陰性と判定された者に限る。

(2) 業務従事者等の健康管理

ア 運転業務従事者は、業務開始前に「健康状態等調査票」（様式1）を記入し、現場責任者及び栄養士の確認を受けること。

イ 毎月2回（原則1日と15日）、検便による腸内細菌検査（赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌O-157検査）を実施し、結果報告書を発注者へ提出する。

8 配送車両

(1) 配送車両台数

《Aの期間》

1コース（1号車）	1台	
2コース（2号車）	1台	
3コース（3号車）	1台	計3台

《Bの期間》

1コース（1号車）	1台	
2コース（2号車）	1台	
3コース（3号車）	1台	
3コース（4号車）	1台	計4台

（緊急時予備車両 1台）

(2) 架装仕様（別紙配送車両仕様及びコンテナ仕様参照）

荷台架装は、給食の安全性、衛生面に十分に配慮した車両とする。

ア 配送コンテナの仕様

小コンテナ（間口1230×奥行790×高さ1480mm）

大コンテナ（間口1230×奥行790×高さ1580mm）

イ 荷台架装

- ・後方扉には、リフト付ホーム渡し板（テールゲート）装置を設置すること。
- ・車高制限は、地上高3,020mm以内とすること。
- ・荷台の高さは、地上高900mm以上1,000mm以内とすること。
- ・全長は、6,800mm以内とすること。
- ・荷台の外寸法は、長さ4,800mm以内、幅1,900mm以内とすること。
- ・荷台の内寸法は、長さ4,700mm以内、幅1,800mm以内とすること。
- ・テールゲートは、高さ1,500mm以内で幅1,880mm以内とすること。
- ・配送車荷台の内装（床面含む。）は、ステンレス張りとし、給食コンテナの固定は、ラッシングベルトとすること。
- ・指定差込み看板の取り付けは、看板の寸法を縦500mm、横1,200mmとし、看板の名称は、「相模原市城山学校給食センター 号車」とすること。
- ・配送車の最大積載量は、2,000kgとすること。
- ・冬期間における積雪の場合は、滑り止めを装備し、率先して除雪を行い、業務を遂行すること。
- ・配送車の荷台前部には、左右に洗車用の水きり（排水口）を取り付けること。
- ・配送車室内における換気装置は、2基以上設置のこと。
- ・配送車室内灯は、明るく見やすいものを設置すること。

(3) 使用制限

車両を本業務以外で使用する際は、用途範囲を事前に説明し発注者の承認を受けるものとする。また、使用後は必ず洗車し消毒を行う。ただし、次の品目については配送を認めない。

- ア 動物
- イ 植物
- ウ 有害物・劇物
- エ 異臭のあるもの

(4) 自動車保険等

使用する車両は、自動車損害賠償保険に加入し、その保険証券の写しを毎年度業務開始前までに提出すること。

(5) 車両の確認

業務に使用する車両は、事前に業務に適合している車両か発注者の確認を受けること。また、毎年度業務開始前までに自動車検査証の写し及び一般貨物自動車運送業務許可書の写しを提出すること。

9 安全運行

- (1) 安全運転を心掛け、急ブレーキ、急発進、急ハンドルは極力さけること。
- (2) 停車中は、業務に支障のない範囲でアイドリングストップを行うこと。
- (3) 学校内での入退時は、最徐行とし、児童・生徒等の優先を心掛け安全に努めること。
- (4) ルートの変更については、別途協議して決定する。
- (5) 業務従事者は、毎日、指定の「給食配送車運転日報」に到着時間等を記録し報告する。

10 費用区分

(1) 発注者が負担する費用

- ア 電気及び上下水道料、施設の維持管理経費
- イ 給食備品類

(2) 受注者が負担する費用

- ア 配送車両の取得費用及び車両の装備、修繕、整備に関する費用
- イ 車検の費用、燃料費、運行管理に要する費用
- ウ 車両に対する公租、公課
- エ 車両清掃に必要な用具に関する費用
- オ 事故等に対する車両、対人及び対物等の損害賠償保険料
- カ 業務従事者の給与、福利厚生費等の人件費
- キ 業務従事者の腸内細菌検査に要する費用
- ク 業務従事者の安全・衛生管理に関する費用
- ケ アルコール消毒液など配送業務上で必要となる衛生消耗品
- コ 業務従事者が使用する清潔な白衣、帽子及びマスク等

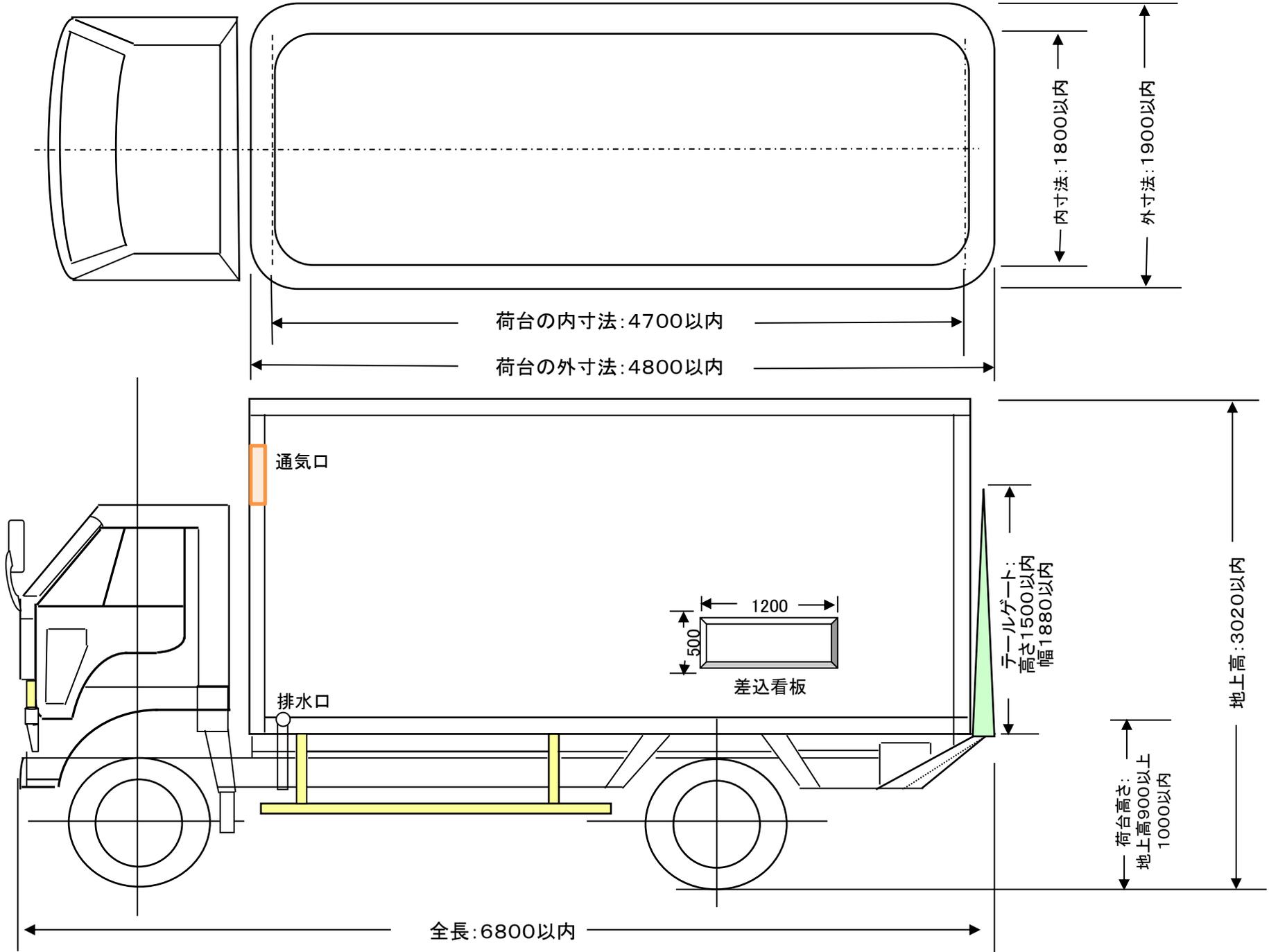
11 その他

- (1) 道路運送法、学校給食法、労働基準法等の関係法令及びその他関連法規及び関連要綱等を遵守すること。
- (2) 業務従事者は、運行前及び終業点検を毎日実施し、配送車の整備に努め安全な配送車の維持をはかること。
- (3) 配送途中の事故等があった場合は、発注者の指示に従い、予備配送車を直ちに手配し、速やか

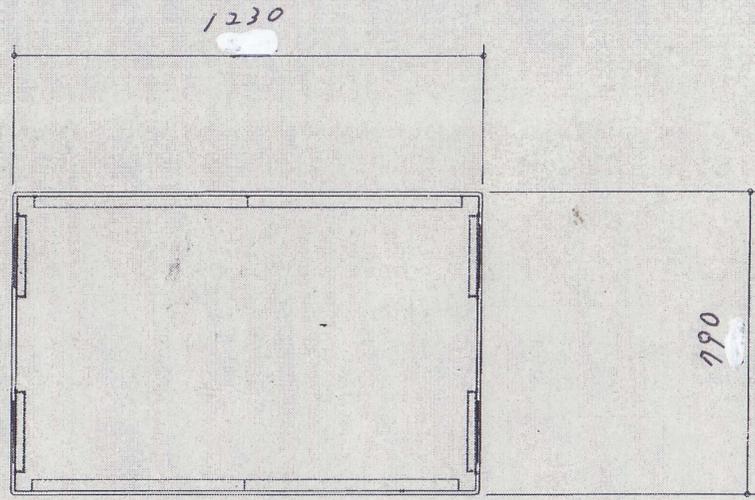
に学校へ配送を行うこと。

- (4) 災害が発生し、発注者が給食センターの給食施設等を使用して炊き出し等を行う場合には、受注者は速やかに配送車を手配し、避難所への配送に協力する。

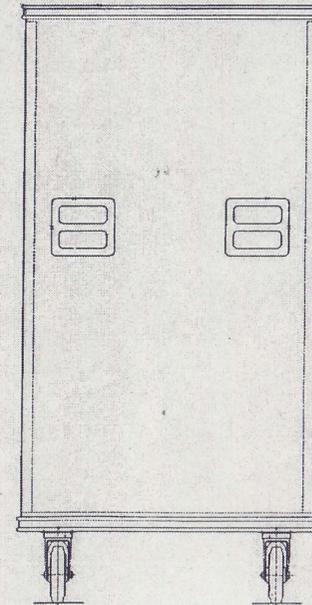
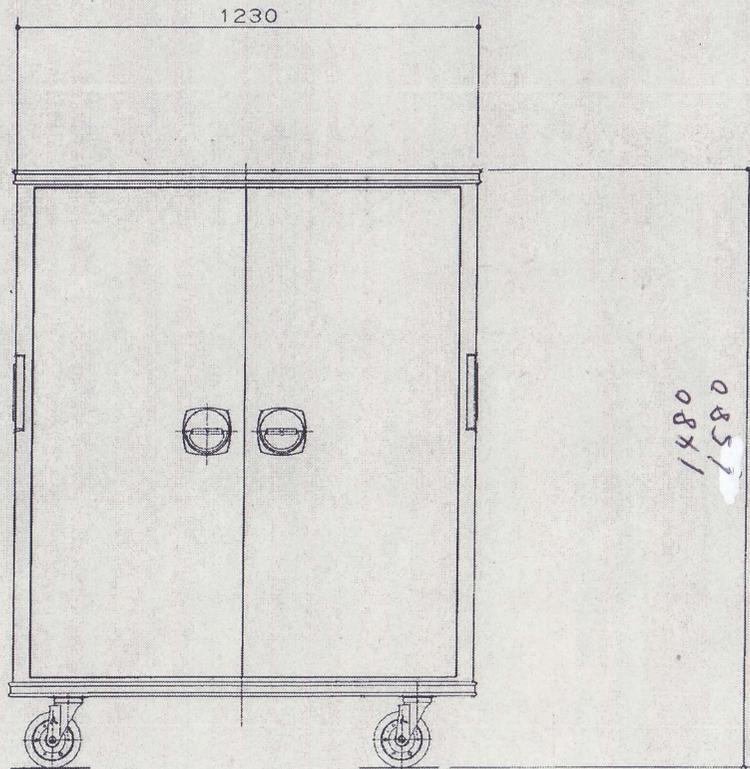
城山学校給食センター配送車両仕様



城山学校給食センター コンテナ仕様



名 称
コンテナ



給食運搬車の運行計画(令和7年1月～令和8年11月)

1号車	
全所要距離	約30km
10:50	センター発
10:55	川尻小
11:00	
11:05	センター着
11:10	センター発
11:20	広陵小
11:25	
11:30	広田小
11:35	
待機	城山公園水の苑地
(昼食)	
12:35	城山公園水の苑地
12:40	中沢中
12:45	
12:55	湘南小
13:05	
13:15	センター着
13:20	センター発
13:25	広田小
13:30	
13:35	センター着

2号車	
全所要距離	約30km
10:50	センター発
10:55	中沢中
11:00	
11:10	湘南小
11:15	
11:25	センター着
11:30	センター発
11:35	相模丘中
11:45	
11:50	センター着
(昼食)	
12:55	センター発
13:00	広陵小
13:10	
13:15	センター着
13:20	センター発
13:25	川尻小
13:30	
13:35	センター着
13:40	センター発
13:45	相模丘中
13:50	
13:55	センター着

3号車	
全所要距離	約33km
10:50	センター発
11:15	内郷小
11:20	
11:25	千木良小
11:30	
11:40	桂北小
待機	
(昼食)	
13:10	桂北小
13:15	
13:25	千木良小
13:30	
13:40	内郷小
13:45	
14:10	センター着

各学校配送コンテナ数

学校名	1日あたりのコンテナ数	備考
川尻小学校	小コンテナ4台、大コンテナ2台	
湘南小学校	小コンテナ1台	
広陵小学校	小コンテナ1台、大コンテナ1台	
広田小学校	小コンテナ2台、大コンテナ2台	
桂北小学校	大コンテナ2台	
千木良小学校	大コンテナ2台	
内郷小学校	大コンテナ2台	
相模丘中学校	小コンテナ3台、大コンテナ2台	
中沢中学校	小コンテナ1台、大コンテナ1台	

給食運搬車の運行計画(令和8年12月～令和9年12月)

1号車	
全所要距離	約30km
10:50	センター発
10:55	川尻小
11:00	
11:05	センター着
11:10	センター発
11:20	広陵小
11:25	
11:30	広田小
11:35	
待機	城山公園水の苑地
(昼食)	
12:35	城山公園水の苑地
12:40	中沢中
12:45	
12:55	湘南小
13:05	
13:15	センター着
13:20	センター発
13:25	広田小
13:30	
13:35	センター着

2号車	
全所要距離	約30km
10:50	センター発
10:55	中沢中
11:00	
11:10	湘南小
11:15	
11:25	センター着
11:30	センター発
11:35	相模丘中
11:45	
11:50	センター着
(昼食)	
12:55	センター発
13:00	広陵小
13:10	
13:15	センター着
13:20	センター発
13:25	川尻小
13:30	
13:35	センター着
13:40	センター発
13:45	相模丘中
13:50	
13:55	センター着

3号車	
全所要距離	約25km
10:50	センター発
11:15	内郷小
11:20	
11:25	内郷中
11:30	
(昼食)	
13:10	内郷中
13:15	
13:20	内郷小
13:25	
13:50	センター着

4号車	
全所要距離	約35km
10:50	センター発
11:20	千木良小
11:25	
11:35	北相中
11:40	
11:42	桂北小
待機	
(昼食)	
13:10	桂北小
13:15	
13:17	北相中
13:22	
13:30	千木良小
13:35	
14:05	センター着

各学校配送コンテナ数

学校名	1日あたりのコンテナ数	備考
川尻小学校	小コンテナ4台、大コンテナ2台	
湘南小学校	小コンテナ1台	
広陵小学校	小コンテナ1台、大コンテナ1台	
広田小学校	小コンテナ2台、大コンテナ2台	
桂北小学校	大コンテナ2台	
千木良小学校	大コンテナ2台	
内郷小学校	大コンテナ2台	
相模丘中学校	小コンテナ3台、大コンテナ2台	
中沢中学校	小コンテナ1台、大コンテナ1台	
内郷中学校	小コンテナ1台	
北相中学校	小コンテナ1台、大コンテナ1台	

学校給食従事者の健康状態等調査票（個票）

令和 年 月

（様式1）

氏名 _____ 所属 城山学校給食センター

1～6は業務開始前に確認、7～は業務開始前・業務中に必ず実施

日 / 曜日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
点検項目																																
業務開始前の検温(体温を記入: °C)																																
1 下痢、発熱、腹痛、嘔吐の症状はない																																
2 本人、同居者は感染症に感染していない又はその疑いはない																																
3 感染症の保菌者ではない																																
4 手指に傷・化膿性疾患はない																																
5 手指以外に傷・化膿性疾患はない																																
6 爪は短く切っている																																
7 指輪・時計等をしていない(外して作業)																																
8 白衣・帽子等被服は専用のもので、毎日洗濯するなど清潔な状態とし、適宜消毒するなどして着用する。また、毎日、新しいマスクを着用する。																																
現場責任者確認																																
栄養士確認																																
措置																																

- ※ 毎朝業務開始前に健康状態及び被服等を確認し、1～6について「異常なし・良好」の場合はレ(チェック)、「異常あり・不良」の場合は × を記入の上、× の場合は、その状況及び 取った措置について「措置」欄に朱書きで記入。7以降は当日の取組みとして実施することとして確認のためレ(チェック)する。
- ※ 上記の記入後、毎朝業務開始前に本票を栄養士等に提出し、確認を受けるとともに、とるべき措置の内容について、適宜、栄養士等と相談すること。
- ※ 上記以外でも心身に異常を感じた場合は速やかに申し出る。（感染症の疑いがある場合は医療機関を受診する。「感染症」については、裏面を参照）

●「感染症」について

「感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に定める第1類型から第3類型、指定感染症を指すこととする。

○分類感染症の疾病名等

- ・一類感染症 【法】エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
- ・二類感染症 【法】急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルスに限る)、結核、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。以下「鳥インフルエンザ(H5N1)」という。)
- ・三類感染症 【法】腸管出血性大腸菌感染症、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス
- ・指定感染症 新型コロナウイルス感染症

(参考)

- ・四類感染症 【法】E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽、鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。)、ボツリヌス症、マラリア、野兔病
【政令】ウエストナイル熱、エキノコックス症、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、コクシジオイデス症、サル痘、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱
- ・新型インフルエンザ等感染症 【法】新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ

【参考】実施できる措置等分類の考え方

- ・一類感染症
 - ・対人:入院(都道府県知事が必要と認めるとき)等
 - ・対物:消毒等の措置
 - ・交通制限等の措置が可能感染力と罹患した場合の重篤性等に基づく総合的か観点から見た危険性
- ・二類感染症(程度に応じ分類)
 - ・対人:入院(都道府県知事が必要と認めるとき)等
 - ・対物:消毒等の措置
- ・三類感染症
 - ・対人:就業制限(都道府県知事が必要と認めるとき)等
 - ・対物:消毒等の措置
- ・四類感染症
 - ・動物への措置を含む消毒等の措置一類～三類感染症以外のもので、主に動物等を介してヒトに感染
- ・新型インフルエンザ等感染症
 - ・対人:入院(都道府県知事が必要と認めるとき)等
 - ・対物:消毒等の措置
 - ・政令により一類感染症相当の措置も可能
 - ・感染したおそれのある者に対する健康状態報告要請、外出自粛要請等
新たに人から人に伝染する能力を有することとなったインフルエンザであって国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれ
- ・指定感染症 一類から三類感染症に準じた対人、対物措置(延長含め最大2年間に限定)

業務委託契約書(案)

1 業務委託の名称	城山学校給食センター給食配送業務委託							
2 履行場所	城山学校給食センター（相模原市緑区川尻1673-1）ほか							
3 契約限度金額	十億	百万	千	円				
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								
内 訳	年 度	稼働日数	台数	単価(円)	金 額(円)	消費税(円)	計	
	令和6年度	46日	3台					
	令和7年度	189日	3台					
	令和8年度	126日	3台					
	令和8年度	63日	4台					
令和9年度	143日	4台						
(注) 1	契約限度金額は概算金額であり、契約金額の確定は本契約に係る業務の全ての完了後に確定するものとする。							
4 契約期間	契約期間は、令和7年1月6日から令和9年12月28日までとする。							
5 契約金額の支払	受注者は毎月の業務完了後、発注者に対し、この契約に定める配送業務委託料を請求するものとし、発注者は当該請求書が適正であると認めるときは、当該請求書を受理した日から30日以内に相模原市指定金融機関において支払うものとする。							
	<input type="checkbox"/> 前金払（ <input type="checkbox"/> 一括払 <input type="checkbox"/> 分割払） <input type="checkbox"/> 概算払（ <input type="checkbox"/> 一括払 <input type="checkbox"/> 分割払） <input checked="" type="checkbox"/> 確定払（ <input type="checkbox"/> 一括払 <input checked="" type="checkbox"/> 分割払）							
	備考 毎月の支払：月の総稼働台数（日数×台数）×単価＋消費税							
6 契約の保証	<input type="checkbox"/> 現金 円				<input type="checkbox"/> 履行保証保険 円			
	<input type="checkbox"/> 有価証券 円				<input type="checkbox"/> 免除 （相模原市契約規則第34条第 号）			
	<input type="checkbox"/> 銀行等、保証事業会社の保証 円							
7 予算の減額又は削除に伴う契約の変更又は解除	発注者は、令和7年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。							

上記の配送業務委託について、発注者と受注者は、次のとおり委託契約を締結する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印の上、その1通を保有する。

令和 年 月 日

収 入 印 紙

発注者 相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市
代 表 相模原市長 本村 賢太郎 印受注者 所在地
名 称
代 表 印

(総則)

第1条 受注者は、相模原市城山学校給食センター（以下「給食センター」という。）の給食配送業務（以下「配送業務」という。）について、別に定める配送業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）により、委託業務を履行しなければならない。

(契約の保証)

第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保険金額は、契約限度金額を1年あたりに換算した額の総額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(業務内容)

第3条 発注者は、次の各号に掲げる配送業務を受注者に委託する。

(1) 給食センターで調理した食品及び食器類を格納したコンテナを車両に積み込み、発注者が別に指示する日時に給食センターから発注者の指定する学校まで配送すること。

(2) 給食終了後、使用済の食器類を格納したコンテナを同日中に発注者の指示する時刻までに学校から給食センターまで搬送すること。

(指示事項の遵守義務)

第4条 受注者は、前条の業務遂行に当たっては、給食の安全性、衛生面に細心の注意を払い、誠意をもって円滑確実に実施しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 受注者は、この契約により生じた権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は抵当権その他担保の目的に供してはならない。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は、この契約について、全部又は一部を第三者に委託してはならない。

(秘密保持)

第7条 受注者は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(業務従事者の選任)

第8条 業務従事者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条による運転資格を有する者で、第9条の検査結果において、陰性と判定された者でなければならない。

(腸内細菌検査の実施)

第9条 業務従事者は、発注者の指示により毎月2回（原則1日と15日）、検便による腸内細

菌検査（赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌O-157検査）を実施する。

（業務従事者の交替）

第10条 発注者は、業務従事者が配送業務の円滑な運営に支障をきたすと認めるときは、受注者と協議の上、交替をさせることができる。

（勤務時間等）

第11条 受注者は、業務従事者の勤務及び服装等について、発注者の指示に従わなければならない。

2 業務従事者の勤務時間は、発注者の指定する日（以下「勤務日」という。）の午前9時30分から午後3時までとする。ただし、発注者は、必要があるときは、この時間を延長し、または短縮することができる。

（受注者の報告）

第12条 受注者は、毎月業務完了後速やかに、「給食配送業務報告書」を提出し、発注者の検収を受けなければならない。

2 発注者は、必要と認めるときは、随時業務に関することについて報告を求めることができる。

（契約金額の請求方法）

第13条 受注者は、前条第1項に規定する検収を受けた後、速やかに所定の手続きにより発注者に委託料を請求するものとする。

（車両）

第14条 受注者が、この契約による業務に使用する車両は、発注者の承認を得たものとする。

（建物等の使用）

第15条 受注者は、この契約による業務を行うに当たって、発注者の承認を得て、発注者の建物の一部及び器具等を使用することができる。

2 受注者は、前項の規定により使用する発注者の建物及び器具等を受注者の責に帰すべき理由により破損し、または亡失したときはその損害を賠償しなければならない。

（業務従事者の事故）

第16条 受注者が、この契約による業務を行うに当たって、業務従事者に災害その他事故が発生しても、発注者はその責を負わない。

（履行遅延の場合における違約金）

第17条 受注者の責めに帰すべき事由により契約期間内に業務を履行することができない場合においては、受注者は、発注者に対して違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、契約限度金額（履行部分があるときは、契約限度金額から履行部分の代金を控除した額とする。）につき、遅延日数に応じ、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号）第42条に規定する割合で算出した額とする。

（発注者の催告による解除権）

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。た

だし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 契約期間内に業務が完了しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、受注者がこの契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第18条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(発注者の損害賠償等)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- (1) 業務不完全により発注者に損害を与えたとき。
- (2) 発注者の財産に損害を与えたとき。
- (3) 発注者の職員又は第三者の身体に危害を及ぼし、又はその財産に損害を与えたとき。

2 天災その他の不可抗力によって、管理業務上損害が認められた場合において、受注者が善良なる管理者の注意を怠ったと認められたときは、発注者はその損害の全部又は一部を受注者に請求することができる。

3 第18条又は第18条の2第1項の規定により契約を解除された場合において、受注者は、契約限度金額（履行部分があるときは、契約限度金額から履行部分の代金を控除した額とする。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

4 前項の場合において、第2条の規定による契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第20条 第18条又は第18条の2第1項に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は第18条又は第18条の2第1項の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第21条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の損害賠償)

第22条 受注者は、発注者が第21条の規定により、この契約が解除された場合において、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第23条 第21条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第21条の規定による契約の解除をすることができない。

(暴力団等排除に係る発注者の解除権)

第24条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下本条及び第25条において「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。

(2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。

(3) 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。

(4) 受注者が、条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約限度金額（履行部分があるときは、契約限度金額から履行部分の代金を控除した額とする。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は

担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による発注者の契約解除権)

第24条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。

以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下本条において同じ。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約限度金額(履行部分があるときは、契約限度金額から履行部分の代金を控除した額とする。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による賠償の予定)

第24条の3 受注者は、第24条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約限度金額(履行部分があるときは、契約

限度金額から履行部分の代金を控除した額とする。)の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 第24条の2第1項第1号から第3号までの規定に該当する場合において、当該納付命令又は排除措置命令の対象となった行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当するとき、その他発注者が特に認めるとき。

(2) 第24条の2第1項第4号の規定に該当する場合において、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第25条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という)又は、暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

(環境配慮事項の遵守)

第26条 受注者は、この契約による業務の実施に当たっては、本市の取り組む環境方針に基づき、次の事項に努めなければならない。

(1) 「相模原市環境方針」の主旨を踏まえ、業務の実施において省資源・省エネルギー、廃棄物の減量に取り組むとともに、環境関連法令の規則等を遵守すること。

(2) 発注者へ提出する書類及び添付書類は、原則として再生紙を使用すること。

(3) 業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底すること。

(4) 業務実施においては、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等、関連法令を遵守し、適正に処理すること。

(大規模災害発生時の協力等)

第27条 受注者は、大規模災害が発生し、発注者が給食センターの給食施設等を使用して避難住民への炊き出し等を行う場合には、避難所への配送に協力するものとする。この場合、実施の可否や発生する費用等の必要な事項は、発注者及び受注者間で協議の上、定めるものとする。

(協議)

第28条 本契約に定めない事項に関しては、標準貨物自動車運送約款及び関係法令規則によるものとし、さらに該当のない事項については、発注者及び受注者間で協議の上、決定するものとする。

支 払 内 訳 書

年度	稼働日数	台数等	単価	小計	消費税	合計
令和6年度	46日	3 台	円	円	円	円
令和7年度	189日	3 台	円	円	円	円
令和8年度	126日	3 台	円	円	円	円
令和8年度	63日	4 台	円	円	円	円
令和9年度	143日	4 台	円	円	円	円
計	金額計					円
	うち消費税額					円

(様式1) (電子入札システムによる申請の場合は不要)

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

相模原市長 あて

申請者
郵便番号
所在地
商号又は名称
代表者職氏名
(代理人氏名)
(電話番号)

次の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための書類を添えて申請します。

公告年月日	令和6年10月22日
入札番号	4044
契約件名	城山学校給食センター給食配送業務委託

紙入札書

- 課税事業者
 免税事業者

入札書

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

電子くじ番号		

件名 城山学校給食センター給食配送業務委託
入札番号 4044

上記の金額で入札します。

令和 年 月 日

相模原市長 あて

所在地
名称
代表者